

報 道 資 料

令和3年2月19日
総務部法務文書課
県政情報公開係 橋本、田中
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第246号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第346号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和3年2月18日
- ◎ 実施機関：総務部 人事課
- ◎ 対象行政文書：ア 国からの交流状況 平成30年7月20日時点
イ 市町村からの受入職員一覧（平成30年度） 平成30年4月1日現在
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：一部開示決定
 - 不開示部分：ア 個人の年齢
イ 一部派遣元の市町村名
 - 不開示理由：条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

実施機関では、人事交流の一環として、国の機関、県内市町村及び一部事務組合から職員の派遣を受けている。

本件行政文書は、実施機関が平成30年度において国の機関、県内市町村及び一部事務組合からの派遣された職員の配置状況等について整理するため作成したものである。本件行政文書のうち、「市町村からの受入職員一覧（平成30年度）」には、職員の氏名、派遣元団体の名称、受入年月日並びに実施機関における所属名及び補職名が記載されている。また、「国からの交流状況」には、職員の氏名、年齢、出身省庁名及び交流開始時期等が記載されている。

2 本件決定の妥当性について

(1) 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件決定において不開示とした個人の年齢及び一部派遣元の市町村名について、条例第7条第2号に該当すると主張している。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

ア 職員の年齢について

「国からの交流状況」に記載された個人の年齢（以下「本件年齢」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

審査請求人は、人事異動の報道発表を行う際に、報道機関に提供する経歴資料には、部次長級以上の職責に着く職員の年齢が記載されており、新聞記事にも当該年齢が記載されていることから、同号ただ

し書アに該当するため開示すべき旨主張している。

この点について、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、人事異動に関する報道発表の際には、例年、報道機関から年齢に関する問合せが多いことから、人事異動の参考情報として提供したものであって、本件年齢については、継続的に公にした事実はないとのことであった。

そこで、当審査会において、事務局に確認させたところ、人事異動に係る報道発表以後において、本件年齢が公にされている事実は確認できなかった。

個人の年齢が慣行として公にされているか否かについては、当該年齢が公にされている事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、慣行として公にされているとは解されていない。そして、報道機関に対して部次長級以上の職責に着く職員の年齢を情報提供したことについては、提供した目的を考慮すると、個別的な事情にとどまるものと考えるのが相当である。そして、本件年齢について実施機関が公にしていると認められる事実も確認できないことから、実施機関が本件年齢を慣行として公にしているとは認められず、本件年齢を公にすることを義務づけている法令等の規定もない。

これらのことから、本件年齢については、同号ただし書アには該当せず、同号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件年齢については、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

イ 一部派遣元の市町村名について

一部派遣元の市町村名は、市町村から派遣された職員の派遣元市町村のうち、本件決定において不開示とした市町村の名称（以下「本件市町村名」という。）であって、実施機関に勤務する特定の職員に係る派遣元の市町村の名称である。

本件市町村名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

同号ただし書ウでは、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、職及び職務遂行の内容に係る部分については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないこととされているが、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録に掲載され、一般に頒布されており、奈良県職員録に掲載されていることから、慣行として公にされているため、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、同号ただし書アに該当するとして、原則として開示されている。

この点、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、市町村から派遣された職員を含めた実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録に掲載されているため開示しているが、本件市町村の名称は、奈良県職員録に記載されておらず、本件市町村が作成する職員録等において、当該市町村の職員の氏名を公にしていないことから、本件市町村名を不開示にしたとのことであった。

一方、審査請求人は、本件市町村名については、当該市町村の人事異動の際、新聞記事として掲載されており、同号ただし書アに該当するため開示すべき旨主張している。

この点について、事務局が実施機関に確認したところ、当該報道に実施機関は関与しておらず、実施機関において本件市町村名を公にしている事実はないことから、慣行として公にされているものではないとのことであった。

そこで、当審査会において、事務局に確認させたところ、実施機関において本件市町村名を公にしていると認められる事実は確認できなかった。

不開示とした情報が慣行として公にされているか否かについては、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、慣行として公にされているとは解されていない。そして、市町村において報道機関に人事異動に係る情報を提供したことについては、個別的な事情にとどまるものと考えるのが相当である。そして、実施機関が本件市町村名を公にしていると認められる事実も確認できないことから、実施機関が本件市町村名を慣行として公にしているとは認められず、本件市町村名を公にすることを義務づけた法令等の規定もない。

したがって、本件市町村名については、同号ただし書アに該当しない。

また、本件市町村名は、公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報に当たらないため同号ただし書ウに該当せず、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、一部派遣元の市町村名は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

(2) 理由付記について

条例第11条第3項には、「開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。」と規定されているが、この規定は、不開示とする理由の有無について、行政の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、審査請求等に便宜を与える趣旨であると解される。

審査請求人は、条例第7条第2号に係る不開示部分の理由付記について、条例の抽象的な規定文言そのままであり、実質的には不開示の根拠規定を示したものにすぎず、どのような理由で不開示としたか

が明らかにされていない旨主張している。

そこで、当審査会が、本件決定に係る行政文書一部開示決定通知書を見分したところ、開示しない部分欄に、「個人の年齢」及び「一部派遣元の市町村名」と不開示部分について相当程度具体的に記載され、開示しない理由欄に、「条例第7条第2号に該当」等、不開示とした根拠規定が掲げられるとともに、本件不開示情報の性質が記載されていることが認められる。

理由付記の際には、不開示情報が明らかにならない限度において記載する必要があり、このことを考慮すると、本件決定における理由付記は、本件決定を取り消さなければならないほどの不備があるとはいえない。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成30年 9月19日		
② 決定	平成30年10月 3日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	平成30年12月21日		
④ 諮問	令和 元年 5月 7日		
⑤ 経過	令和 2年11月20日	第247回審査会	審議
	令和 2年12月28日	第248回審査会	審議
	令和 3年 1月29日	第249回審査会	審議